

会員各位

4 公埼理第 号
令和 4 年 月 日
公益社団法人 埼玉県理学療法会
会長 南本 浩之
職能局長 阿久澤 直樹
地域包括ケア推進部長 倉林 泰士郎

「推進リーダー取得要件の変更」に関するご案内

拝啓

新緑の候、会員の皆様におかれましては本会活動に格別なるご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2022 年度より日本理学療法士協会にて新生涯学習制度が開始されました。それに伴い『推進リーダー取得要件』が登録理学療法士の取得済へと変更となっております。
下記変更点をご確認いただき、「推進リーダー取得」に向けたご準備をよろしくお願いいたします。

敬具

記

◎制度変更に伴う会員の対応の変更点

1 会員が受ける制度変更による影響

会員の資格取得別に制度変更に伴う影響は以下のとおりとなる。

A 2021年度に推進リーダーを取得済の会員

→継続して推進リーダーを取得とみなす。

B 2021年度時点で推進リーダーを取得していないが登録理学療法士に移行予定の会員

→2022年度以降、いつでも推進リーダーの登録申請が可能となる。

C 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではないが

推進リーダーを登録申請済・または履修中の会員

→2022年度以降、引き続き推進リーダーの履修を継続できる。

D 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではなく推進リーダーの登録申請もしていない会員

→2022年度以降、推進リーダーの登録申請のために登録理学療法士の取得が必要となる。

2 2022年度以降に推進リーダーを取得希望の場合に必要な対応

A 登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。

B 推進リーダーの申請を行う。

C 継続して推進リーダーの履修を進める。加えて、登録理学療法士未取得の場合は、
登録理学療法士の取得が望ましい。

D 登録理学療法士取得後に推進リーダーの申請を行う。

→推進リーダーの取得を希望する場合に、以下2つの要件を満たすことが必要である。

(1) 新人教育プログラム修了

(2) 推進リーダーの登録申請

以上